

令和 7 年度 第 2 回出雲市環境審議会

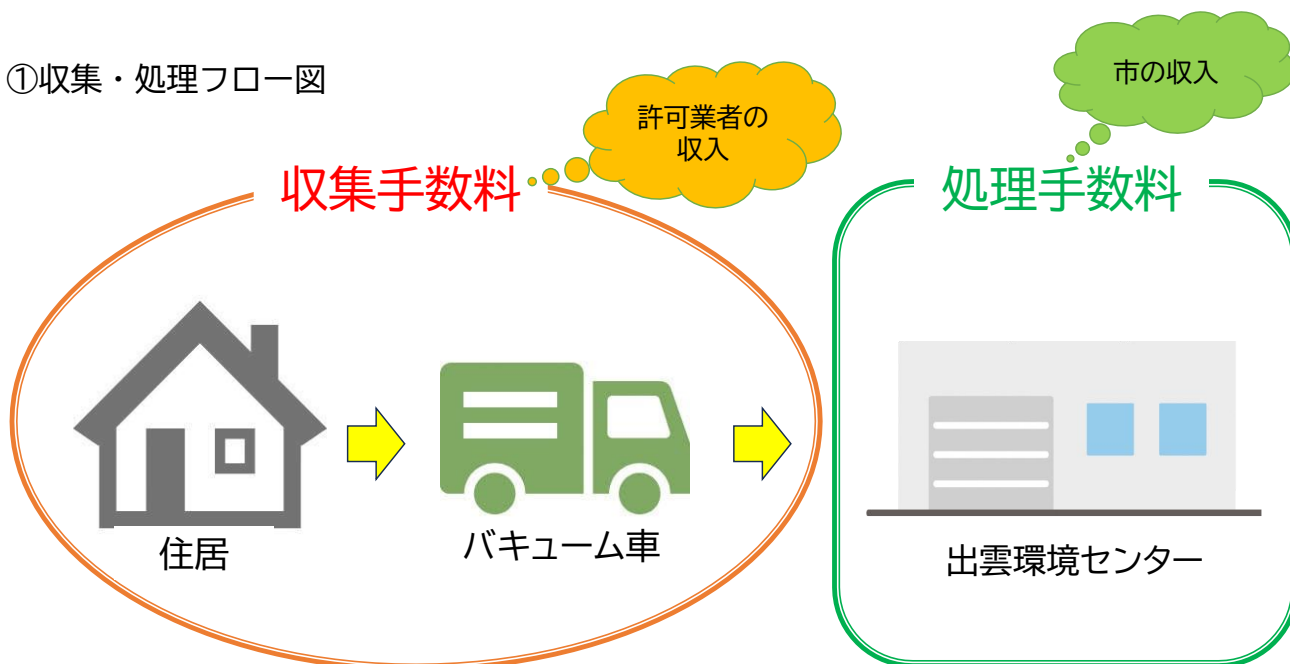
し尿等収集処理手数料の改定について

目 次

1. 収集・処理手数料の現状について（前回まとめ）
2. 収集手数料の検討について
3. 処理手数料の検討について
4. 収集・処理手数料の改定（案）について

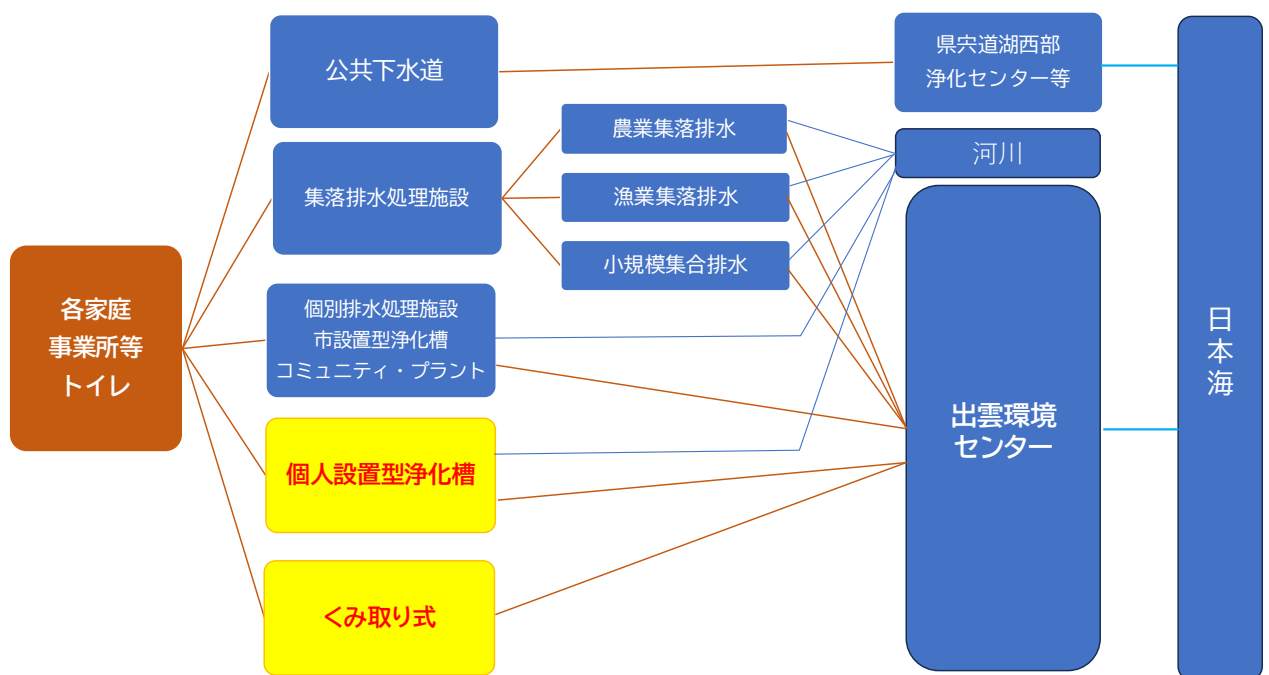
1. 収集・処理手数料の現状について（前回まとめ）

①収集・処理フロー図



- し尿の手数料は2種類。
- 収集手数料は許可業者の収入。処理手数料は市の収入。

②し尿及び浄化槽汚泥の処理フロー



- 黄色の部分が、今回のし尿等の収集・処理手数料の検討対象となる。

③現行の収集・処理手数料

地 域	基本手数料 (18リットル当たり円)						割増手数料 (消費税相当額を含む。)	最低手数料
	収集手数料		処理手数料		収集・処理手数料			
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込		
出雲地域	156.00	171.60	18	19.8	174.00	191.40	1 各地域の市街地からの距離が6キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。 2 くみ取り車両の往來に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする。 3 ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合110円、90メートルを超える場合は220円を加算する。	1回のくみ取りが90リットル以下のときは90リットルに相当する基本収集手数料とする。
平田地域	168.00	184.80			186.00	204.60		
佐田地域	189.00	207.90			207.00	227.70		
多伎地域	159.00	174.90			177.00	194.70		
湖陵地域	156.00	171.60			174.00	191.40		
大社地域	156.00	171.60			174.00	191.40		
斐川地域	165.00	181.50			183.00	201.30		

- 収集手数料は、旧市町の地域別に基本手数料を定めており、更に運搬距離等の状況で割増手数料が加算される。
- 処理手数料は、市内全域同一料金。

④一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

会 社 名	住 所	収 集 区 域
有限会社 ジンザイサニテック	出雲市荒茅町4199 - 1	出雲地域、佐田地域、大社地域
株式会社 島根サニタリ	出雲市神西沖町1349 - 3	出雲地域
有限会社 ワスティーシステム	出雲市大社町中荒木2454 - 2	大社地域、多伎地域、平田地域
有限会社 長谷川清商店	出雲市国富町705-1	平田地域、斐川地域
出雲環境整備 有限会社	出雲市荒茅町4199-1	出雲地域、湖陵地域
有限会社 ヒカリ衛生社	出雲市斐川町上庄原1777 - 2	出雲地域、斐川地域
有限会社 ヒカリ衛環企業	大田市大田町口963	多伎地域

- 上記、島根県中央環境整備協同組合の7社で、収集区域を分けて収集している。

2. 収集手数料の検討について

①改定（値上げ）の必要性

○昨今の燃料費の高騰や人件費の上昇、特殊車両の整備費増などを踏まえた適切な価格転嫁が必要。
（国の一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応）

<参考>

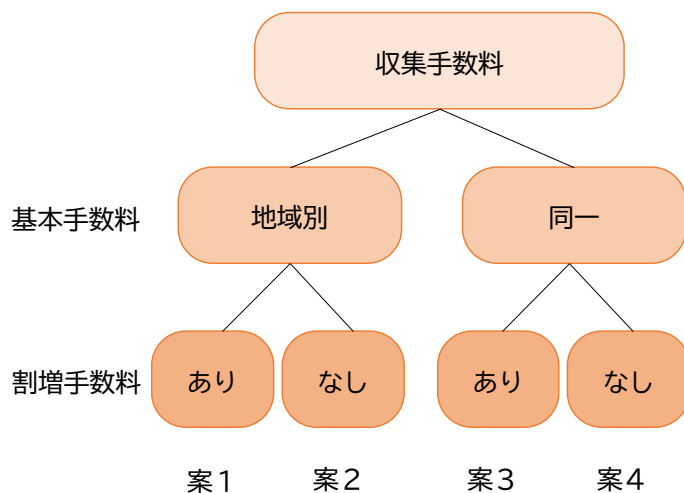
項 目	平成 1 1 年	令和 6 年	上昇率
島根県最低賃金	598円	962円	160.9%
軽油価格（島根県 6 月平均）	77円	158.9円	206.3%
日本の消費者物価指数※	97.97	108.48	110.7%

※IMF - World Economic Outlook Databases（2025 年 4 月版）より出典

●現在の手数料は 25 年前の金額であることや、この間の最低賃金や物価の動向を踏まえると、改定（値上げ）が必要である。

②検討の視点

料金体系の改定パターン



(1)どの程度の改定（値上げ）とするか

→組合の要望する手数料額の精査
→県内他市の状況
→同種の料金である下水道使用料との受益者負担のバランス

(2)基本手数料は地域別とするか市内同一とするか

→組合は、距離的負担に対する考慮を要望
→県内他市の状況
→合併から 20 年経過

(3)割増手数料は必要か

→組合は、距離的負担に対する考慮を要望
→昭和 40 年代から設定方法に変更なし

(4)改定の手法

→市民生活に直結するものであることから、最終的には処理手数料も含めて、値上げ幅によっては、急激な負担増とならないよう段階的な改定も検討。

③基本手数料について

㊦組合の原価計算の前回改定時との比較

項目	平成11年要望時	令和7年要望時	上昇率
労務費(人件費等)	434,562円	670,032円	154.1%
燃料費(軽油代・オイル等)	57,283円	119,330円	208.3%
車両費・消耗品費等	277,420円	443,788円	159.9%
直接作業費 ㉔	769,265円	1,233,150円	160.3%

<参考：再掲>

項目	平成11年	令和6年	上昇率
島根県最低賃金	598円	962円	160.8%
軽油価格(島根県6月平均)	77円	158.9円	206.3%
日本の消費者物価指数※	97.97	108.48	110.7%

※IMF - World Economic Outlook Databases (2025 年 4 月版)より出典

- 前回改定時との比較では、組合の原価計算と参考となる公表資料である最低賃金や軽油価格等の変動が概ね同じ傾向を示している。

①組合の原価計算に基づく基本手数料

項目	内訳	金額
直接作業費 ㉔	労務費、燃料費等	1, 2 3 3, 1 5 0 円
業務管理費	直接作業費 × 1 5 %	1 8 4, 9 7 2 円
一般管理費	業務原価 (直接作業費 + 業務管理費) × 1 5 %	2 1 2, 7 1 8 円
業務価格 (月額)		1, 6 3 0, 8 4 0 円
年間経費	業務価格 (月額) × 1 2 カ月	1 9, 5 7 0, 0 8 0 円
年間搬入量	令和 6 年度 し尿 (出雲地域)	5, 5 1 3, 7 7 0 t
車両必要台数	年間搬入量 ÷ 年間勤務日数 (2 0 8 日) ÷ 積載量 (3, 6 0 0 t) ÷ 1 日の搬入回数 (2 回) = 3. 6 8 台 (月)	4 台 (3.68台)
年間総経費	年間経費 × 車両使用台数 (月)	7 8, 2 8 0, 3 2 0 円 (7 2, 0 1 7, 8 9 4 円)
基本手数料 (出雲地域：税抜)	年間総経費 ÷ 年間搬入量 × 1 8 t	2 5 5 円 (2 3 4 円)

- 組合の要望する収集基本手数料額は、税抜き 255 円/18t

㊦基本手数料の現行額と組合要望額との比較

地 域	基本手数料 (18リットル当たり円/税抜)			
	現行額 ①	組合要望額 ②	差額 ②－①	倍率
出雲地域	1 5 6	2 5 5	9 9	1.634

<参考：再掲>

項目	平成11年	令和6年	上昇率
島根県最低賃金	598円	962円	160.8%
軽油価格(島根県6月平均)	77円	158.9円	206.3%
日本の消費者物価指数※	97.97	108.48	110.7%

※IMF - World Economic Outlook Databases (2025 年 4 月版)より出典

- 客観的な指標となる最低賃金、軽油価格、物価の変動を考慮すると、組合要望単価は概ね妥当。

㊦ 1 世帯当たりの年間負担額の比較（組合要望額で試算）

世帯区分	現行・要望 の別	収集手数料/年 ①	処理手数料/年 ②	年間負担額 ①＋②	備考 (1斗＝18ℓ)
し尿くみ取り世帯	現行 @156	19,905円	2,296円	22,201円	年間116斗
	要望 @255	32,538円		34,834円	
				12,633円 U P (1,052円/月)	
浄化槽設置世帯※	現行 @156	25,396円	2,930円	28,326円	年間148斗
	要望 @255	41,514円		44,444円	
				16,118円 U P (1,343円/月)	

※その他の経費：浄化槽保守点検作業・清掃料、消毒費、水質検査費等約35,000円
ただし、合併処理浄化槽維持管理補助金15,000円/基の補助あり

世帯区分	基本料金/月	超過料金/月	年間負担額 (①＋②)×12	備考
下水道使用世帯	1,551円	2,840円	52,692円	月22m ³ /従量制 (R7.4改定料金)

㊦改定率における収集手数料の比較

(出雲地域(基本手数料最低額)18リットル当たり円/税抜)

改定率	現行収集手数料	収集手数料(案)	差 額	備 考
163.4%	156	255	99	組合要望額
160%	156	250	94	
150%	156	234	78	施設使用料改定率上限
140%	156	218	62	
130%	156	203	47	
以下、参考値				
136.5%	156	213	57	松江市収集手数料(R1.10.1～)
134.6%	156	210	54	安来市収集手数料(R9.4.1～)
133.9%	156	209	53	浜田市収集手数料(R1.10.1～) +処理手数料11円
118%	156	184	28	下水道使用料改定率

㊦基本手数料見直しの考え方について

●基本手数料の統一について

県内他市で、地域別の料金設定としている自治体は、現在、本市と安来市(令和9年度に統一予定)以外にない。合併から20年が経過しており、市内どの地域においても基本的には同一の金額となるよう、基本手数料を統一する。

●改定率について

改定率150%(×156円)÷234円を基本手数料統一のベースとして検討する。

- ・組合要望額の255円(改定率163.4%)とした場合、浄化槽設置世帯では、年間16,118円の負担増が見込まれる。
- ・他市との比較では、松江市が令和元年の改定で213円としているが、この間、最低賃金は1.26倍(H30:764円⇒R6:962円)、軽油価格は1.2倍(H30:135.0円⇒R6:161.9円)に上昇している。
- ・本市では令和8年4月からの施設使用料の見直しにあたり、激変緩和措置として、150%を改定の上限としている。

④割増手数料について

㊦収集手数料の区分別対象数（令和7年5月31日現在）

(件)

地 域	し尿くみ取り数+ 浄化槽設置基数の 合計	基本手数料のみ	割増手数料			
			全 体	内 訳		
				2割	2割+1.5割	2割+1.5割 +ホース加算
出雲地域	11,612 (63.07%)	10,945 (94.26%)	667 (5.74%)	667 (5.74%)	0	0
平田地域	2,083 (12.02%)	1,168 (56.07%)	915 (43.93%)	637 (30.58%)	275 (13.20%)	3 (0.15%)
佐田地域	110 (0.63%)	88 (80.00%)	22 (20.00%)	22 (20.00%)	0	0
多伎地域	169 (0.98%)	169 (100.00%)	0	0	0	0
湖陵地域	422 (2.44%)	422 (100.00%)	0	0	0	0
大社地域	1,433 (8.27%)	1,310 (91.42%)	123 (8.58%)	77 (5.37%)	46 (3.21%)	0
斐川地域	1,494 (8.63%)	1,467 (98.19%)	27 (1.81%)	27 (1.81%)	0	0
合 計	17,323 (100.00%)	15,569 (89.87%)	1,754 (10.13%)	1,430 (8.26%)	321 (1.85%)	3 (0.02%)

※し尿くみ取り数及び浄化槽設置基数（収集手数料適用）については、島根県中央環境整備協同組合への聞き取りによる。

※し尿くみ取り数及び浄化槽設置基数には、個人、事業所、事業所自宅兼用、集会所を含む。

- 全対象数 17,323 件のうち、割増手数料の対象は約 10%（約 1,800 件）。
- 地域別では、平田地域は約 45%（約 900 件）が割増手数料の対象で、全対象数の約 50% を占める。

①割増手数料の有無による収入への影響（現行金額で試算）

地 域	割増手数料あり (基本+割増手数料) ①	割増手数料なし (基本手数料のみ) ②	差額 ②-①
出雲地域	258,939,876	256,072,128	▲2,867,748
平田地域	52,718,644	47,636,064	▲5,082,580
佐田地域	2,865,008	2,756,376	▲108,632
多伎地域	3,737,772	3,737,772	0
湖陵地域	8,525,088	8,525,088	0
大社地域	30,463,488	29,895,216	▲568,272
斐川地域	33,047,124	32,930,040	▲117,084
合 計	390,297,000	381,552,684	▲8,744,316

※し尿 1 世帯当たり排出量 116 斗及び浄化槽設置 1 世帯当たり排出量 148 斗で試算

- 現行金額で割増手数料をなしとした場合、約 870 万円の減。
- この場合割増手数料の対象が多い平田地域の影響が大きい。

⑤割増手数料見直しの考え方について

- 基本手数料を統一するという考え方に即して、割増手数料も全て廃止すべきとの考えもある一方、遠距離地域の収集を行う業者の負担（経費や時間）は大きいことから、現行の割増手数料を精査したうえで、一定の割増料金を検討する必要がある。

現 行	見直し案	理 由
1. 各地域の市街地からの距離が6キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。	1. 出雲環境センターからの距離が25キロメートル以上の収集箇所は、基本収集手数料の2割増とする。	現行の考え方は、旧市町別の基本手数料があることをベースとし、第1段階で出雲環境センターから旧市町役場までの距離、第2段階で旧市町役場から収集場所への距離としているが、旧市町役場を経由する考え方は、実態に即していない。 見直し案では、出雲環境センターまでの運搬距離とした。25キロメートル以上としたのは、現行で出雲環境センターから最も遠い平田行政センターの約19キロメートル+6キロメートルという考え方に基づいている。
2. くみ取り車両の往来に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする。	廃止	基準が設定された昭和40年代に比べ、拡幅、修繕等により道路事情も大きく改善していることから、割増手数料1. に包括する。
3. ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合110円、90メートルを超える場合は220円を加算する。	廃止	対象件数（3件）が少ないため、廃止による影響は大きくないと考える。

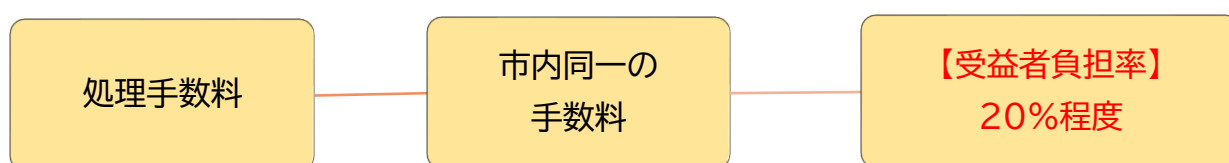
3. 処理手数料の検討について

①改定のポイント

- 平成27年3月の出雲市環境審議会の答申において、処理手数料については、「維持管理経費の20%程度の受益者負担とする。」とされ、また、「施設の更新や新たな動き、排出量や社会情勢の変化など、それぞれの状況に応じ一定期間ごとに見直しを行うことが望ましい。」とされた。

受益者負担率の設定

「維持管理経費の20%程度の受益者負担とする。」（前回答申）



②収集手数料見直しの考え方について

- 令和15年度までの出雲環境センター搬入量と維持管理経費を考慮し、
受益者負担率20%程度になる手数料とする。

③これまでの出雲環境センターの維持管理経費（平成27年度～令和6年度）

年 度	H27	H28 処理手数料改定	H29	H30	R1 延命化工事開始	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量① (kℓ)	57,989	56,967	57,083	56,719	56,635	56,757	57,082	55,729	55,782	54,691
維持管理経費② (千円)	326,604	343,936	322,849	334,393	436,669	445,493	450,706	482,394	446,324	479,781
処理手数料 収入額③ (千円)	45,026	61,524	61,650	61,256	61,736	62,433	62,541	61,302	61,360	60,160
市負担額 ②－③ (千円)	281,578	282,412	261,199	273,137	374,933	383,060	388,165	421,092	384,964	419,621
維持管理経費に占 める処理手数料 収入の割合 ③／② (%)	13.79	17.89	19.10	18.32	14.14	14.01	13.88	12.71	13.75	12.54

- し尿及び浄化槽汚泥の出雲環境センターへの搬入量は減少する一方、維持管理経費は令和元年度以降、設備延命化の経費が必要となり増加している。

④今後の出雲環境センターの維持管理経費の推計（令和7年度～令和15年度）

年 度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
搬入量① (kℓ)	54,414	53,973	53,695	53,149	52,941	52,556	51,101	50,236	49,716
維持管理経費② (千円)	479,781	479,781	479,781	479,781	464,951	368,088	348,787	378,665	304,302
処理手数料 収入額③ (千円)	59,855	59,370	59,064	58,463	58,235	57,811	56,211	55,259	54,687
市負担額 ②－③ (千円)	419,926	420,411	420,717	421,318	406,716	310,277	292,576	323,406	249,615
維持管理経費に占める 処理手数料収入の割合 ③／②（％）	12.48%	12.37%	12.31%	12.19%	12.52%	15.71%	16.12%	14.59%	17.97%

- し尿及び浄化槽汚泥の出雲環境センターへの搬入量は減少傾向と推測する。維持管理経費は、令和11年度に延命化工事完了のため以降は減額となる。そのため受益者負担率は令和12年度以降、増加傾向となる。

⑤今後の出雲環境センターの維持管理経費に占める処理手数料収入の割合（現行金額で試算）

区 分	R 7～R 15の平均	備 考
搬入量 (kℓ)	52,420	
処理手数料 (18ℓ当たり円／税込)	19.8	現行金額
処理手数料収入額① (千円)	57,662	$52,420\text{kℓ} \div 18\ell \times 19.8\text{円}$
維持管理経費② (千円)	420,435	・維持管理運転費 ・出雲環境センター職員（1名）人件費 ・脱汚泥運搬処理費 ・改修工事費を含む (破碎機整備、前処理設備整備、スクリーポンプ整備、プロ フ整備、モノポンプ整備、酸・アルカリ脱臭設備整備（洗浄 塔、ファン、ポンプ）、フライトコンベヤ整備、高分子凝集剤 溶解装置整備、熱交換器整備、生物膜、凝集膜整備、UV計整備、 コンプレッサ整備)
維持管理経費に占める 処理手数料収入の割合 (％)	13.7	①／②

⑥処理手数料の改定（案）

改定案		現行 (R6実績)	案① 2円UP	案② 4円UP	案③ 6円UP	案④ 8円UP	案⑤ 9円UP 施設利用料改定の上 限 (現行の1.5倍)	案⑥ 10円UP
処理手数料 (18ℓ当たり ／円)	税抜	18	20	22	24	26	27	28
	税込	19.8	22.0	24.2	26.4	28.6	29.7	30.8
処理手数料収入額 (千円) A 52,420kℓ÷18ℓ×税込額		60,160	64,069	70,475	76,882	83,289	86,493	89,696
維持管理経費 (千円) B		479,781	420,435 (R7～R15平均)					
維持管理経費に占める 処理手数料収入の割合 (%) 【A/B】		12.5	15.2	16.8	18.3	19.8	20.6	21.3

●前回答申に基づく改定後の処理手数料単価は、税抜26円以上とする必要がある。